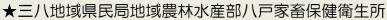
家畜衛生情報 No.11

令和2年10月



★三八畜産衛生協議会



家畜人工授精所開設者の皆様へ

家畜改良増殖法施行規則が一部改正されました

令和2年10月1日付けで家畜改良増殖法施行規則等が一部改正されました。今回の改正での主な変更点は以下のとおりです。 家畜人工授精所に関わる変更が中心となっていますので、変更内容を確認し、適切な運営をよろしくお願いします。

○家畜人工授精所開設許可証の記載事項の追加

従来の記載項目に加えて、「<mark>管理番号」等が追加</mark>されました。 既に開設済みの家畜人工授精所については、後日管理番号を通知する文 書をお送りします。

○家畜人工授精所開設許可証の備え置きの義務化

人工授精所内に常に開設許可証を備え置く必要があります。 なお、開設済みの家畜人工授精所の場合、上記の管理番号の通知文書 も許可証と併せて備え置きが必要です。

○精液・受精卵保存容器への表示事項の新設

保存容器(ストロー等)への表示事項が以下のとおり明文化されました。 ストロー等への直接表示のほか、ラベル貼付による表示も可能です。

人工授精用精液	・精液を採取した雄の家畜の名前 ・精液の採取年月日
体内·体外受精卵	・受精卵を処理した人工授精所等の管理番号・受精卵を採取した雌・雄の名前 (牛の場合は個体識別番号でも可)・受精卵の採取年月日

○申請書等様式類の一部変更

各種申請等の際は家畜保健衛生所にお問い合わせください。

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL: 0178-27-7415 FAX: 0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、 家保携帯 090-7069-7714